

総合防除により サツマイモ基腐病への 効果的な対策を!

サツマイモ基腐病とは、糸状菌(カビ)による病害で、全国各地で 発生が拡がっています。感染すると、地上部の枯死や塊根(いも)の 腐敗などを引き起こし、周囲の株や隣接する畑まで次々と発生が拡大 します。その結果、収穫量の大幅な減少など深刻な事態につながる、 大変危険な病害です。



この病害を防ぐ一番の手立てである総合的な防除対策をご案内します。

サツマイモ基腐病の総合防除

「総合防除」とは、<u>効果的な防除方法を組み合わせた防除技術</u>です。 「持ち込まない」「増やさない」「残さない」の3つの方法を組み合わせて、 病害対策を徹底しましょう。

^{₹の}**①** 持ち 込まない

基腐病の防除対策の基本は、ほ場に病原菌を「持ち込まない」ことです。 以下の取組を徹底しましょう。

- ●健全な種いも及び苗の使用を徹底しましょう。
 ●発生ほ場から種いもを採取しないこと。
- ●採苗を実施するときは、苗を地際から5cm 以上離れた部分で切り取り、採苗後速やかに 苗消毒を実施しましょう (下図を参照)。
- ●発生ほ場で用いた農業用資材や農機具を使うときは、土を完全に落とすなど洗浄を徹底しましょう。

苗浸漬



ベンレート水和剤 ベンレートT水和剤20

苗全体を 消毒液に浸漬

苗全体に薬液が 浸かるように 苗基部の切り口 を消毒液に浸清

苗基部の切り口が 浸かるように

苗基部浸漬



トリフミン水和剤

^{その}② 増やさ ない

は場で病原菌を「増やさない」ために 以下の取組を行いましょう。

- ●植付前に、ほ場の排水対策 (写真) を徹底しましょう。
- ●発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしないこと。 (関係機関の指導の下で栽培管理する場合を除く)
- ●ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発病株を 抜き取り、その周辺の株に薬剤散布を実施しましょう。



枕畝途中に設置した排水路

その**③** 残さ ない は場に病原菌が残ったままだと、次作への伝染源になるので、 以下の「残さない」対策を行いましょう。

- ●作物残さ等が伝染源となるため、収穫後は速やかに取り除くこと。 同時に、耕起等により、ほ場内に残った作物残さの分解促進を図りましょう。
- ●発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認しましょう。
- ●本病害を確認した場合には、関係機関に連絡し、関係機関の指導の下、 発病株を抜き取り、ほ場(苗床を含む)外に持ち出しましょう。

使用可能な薬剤

(令和7年9月1日現在)

健全苗の確保のために使用する種いもや苗消毒の薬剤と 生育期間中に使用できる薬剤を紹介します*。

表1:種いもと苗消毒の薬剤

	薬剤名	使用時期	希釈倍数	使用方法	作用機構 分類
種いも消毒	トップジンM水和剤	貯蔵前~ 伏せ込み前	200~ 500倍	30分間採苗用 種いも浸漬	ı
苗消毒	ベンレート水和剤	植付前	500~ I 000倍	30分間苗浸漬	ı
	ベンレートT水和剤20	植付前	200倍	30分間苗浸漬	M03、I
	トリフミン水和剤	植付前	500倍	I 7時間 苗基部浸漬	3

表2:使用可能な薬剤の一例 (生育期間中)

薬剤名	使用時期	希釈倍数	使用方法	作用機構 分類
フロンサイドSC	収穫30日前まで	Ⅰ000倍	散布	29
アミスター20フロアブル	収穫 4日前まで	2000倍 I 2~32倍	散布 無人航空機による散布	1.1
トリフミン水和剤	収穫前日まで	2000~3000倍 I 6倍	散布 無人航空機による散布	3
ジーファイン水和剤	収穫前日まで	1000倍	散布	NC, MOI
Zボルドー	-	500倍	散布	МОІ
クプロシールド	発病前~ 発病初期	I 000倍 32倍 I 6倍	散布 無人航空機による散布	МОІ
	発病前~ 発病初期	50倍	散布	МОІ
ICボルドー66D		6倍 4倍 2倍	無人航空機による散布	

※生育期間中に使用できる薬剤は、積極的に使用する必要はありません。 発生した場合や持ち込み等が懸念される場合に、薬剤散布を行いましょう。

なお、使用する前にラベルを見て、対象作物、希釈倍数や使用量、使用時期、使用回数等を確認し、誤った使用を行わないよう、十分にご注意ください。

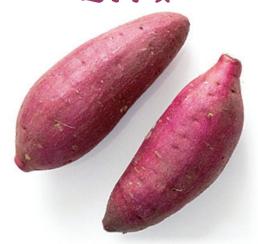
茨城県総合防除計画

サツマイモ基腐病を防ぐために皆様に守っていただくルールがあります。

茨城県では、「茨城県総合防除計画」を策定しております。これは病害虫の発生に迅速に対応すると ともに、薬剤に頼りすぎない、環境に配慮した適切な病害虫防除を推進する計画です。

近年、全国的に発生しているサツマイモ基腐病については、サツマイモ の大産地である本県において、 特に発生を警戒すべき病害であることから、すべての方 (家庭菜園を含む) に守っていただくルール (遵守事項)を定めています。

サツマイモ基腐病の まん延防止に関する 遵守事項



- ●県が実施するまん延防止のための調査に協力する。
- ●本病の発生を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係 機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場(苗床を含む) 外に持ち出す。
- ●本病の発生ほ場では、2年間、サツマイモを作付けしない。 (関係機関の指導の下、栽培管理する場合を除く)。
- ●本病の発生ほ場から種いもを採取しない。
- ●本病の発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認する。



※茨城県総合防除計画および遵守事項は、 令和5年4月1日に施行された改正植物防 疫法に基づくものです。

https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsu isan/nougi/seisankankyo/bouzyokei kaku.html

サツマイモ基腐病と疑われる症状を発見した際は、ご連絡ください。

関係機関	電話番号	管 轄 地 域
県北農林事務所 経営・普及部門	0294-80-3340	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所 経営・普及部門	029-227-1521	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市 茨城町、大洗町、東海村
笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701	笠間市、城里町
鹿行農林事務所 経営・普及部門	0291-33-6192	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256	潮来市、行方市
県南農林事務所 経営・普及部門	029-822-7242	土浦市、石岡市、かすみがうら市
稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934	龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、 阿見町、河内町
つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109	取手市、つくば市、守谷市、 つくばみらい市、利根町
県西農林事務所 経営・普及部門	0296-24-9206	筑西市、桜川市、下妻市
結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184	結城市、常総市、八千代町
坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134	古河市、坂東市、五霞町、境町

茨城県農業総合センター病害虫防除部 (0299-45-8200) 茨城県 農林水産部 農業技術課(029-301-3894)

参考文献:生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業(01020C) および戦略的スマート農業技術等の開発・改良(SA2-102N)

令和4年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」

写真提供 (表紙、中面左): 農研機構